



社外取締役および社外監査役の状況

(1) 社外取締役および社外監査役が企業統治において果たす機能および役割

当社は、2014年3月26日現在、社外取締役3名および社外監査役2名を選任しています。

社外取締役には、グローバル企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識、経営戦略策定および投資活動に関する専門的知見に基づき、独立的・客観的な立場から経営への助言・監督をいただくことを期待しております。社外監査役には、弁護士としての企業法務等に関する高い専門性や企業経営者および大学院教授としての豊富な経験と見識を、当社の監査に活かしていただくことを期待しております。

また、社外取締役および社外監査役の独立性を客観的に判断するために、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考に、「独立役員選定基準」を定

めています。

「独立役員選定基準」概要

1. 当社の従業員および出身者でないこと。
2. 主要な株主でないこと。
3. 主要な取引先の関係にないこと。
4. 「取締役の相互兼任」の関係にないこと。
5. その他、利害関係がないこと。
6. その他、一般株主との間で利益相反が生じないこと。
7. 在任期間が8年間を超えないこと。

また、1から5において、その二親等内の親族または同居の親族に該当する者ではないこと。

なお、上記は「独立役員選定基準」の概要であり、その全文は当社ウェブサイト (<http://global.yamaha-motor.com/jp/ir/governance/pdf/independent.pdf>) に掲載しております。

(2) 社外取締役および社外監査役の選任状況

区分	氏名	選任の理由
社外取締役	桜井 正光	グローバル企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する助言・監督をいただくため、社外取締役として選任しております。なお、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準および当社の「独立役員選定基準」に照らし、独立役員として指定し届出をしています。
	安 達 保	国際経験および経営戦略策定、投資活動に関する豊富な経験、知見を当社の経営に活かしていただくため社外取締役として選任しております。なお、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準および当社の「独立役員選定基準」に照らし、独立役員として指定し届出をしています。
	中田 卓也	大株主であるヤマハ株式会社の代表取締役社長として企業経営者の立場から、当社経営に対する監督・助言をいただき、共通に使用するヤマハブランドの価値向上をはかるため、社外取締役として選任しております。また、当社の代表取締役社長柳弘之は、同社の社外取締役に就任しております。
社外監査役	河和 哲雄	弁護士としての企業法務等に関する豊富な専門的知見を、当社の監査業務に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。なお、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準および当社の「独立役員選定基準」に照らし、独立役員として指定し届出をしています。
	遠藤 功	企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を、当社の監査業務に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。なお、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準および当社の「独立役員選定基準」に照らし、独立役員として指定し届出をしています。

(3) 会社と社外取締役および社外監査役との利害関係

社外取締役中田卓也は、当社株式の12.18% (2013年12月31日現在) を保有するヤマハ株式会社の代表取締役社長で、当社は同社と製品・商品等の売買取引等があります。

社外取締役桜井正光、社外取締役安達保、社外監査役河和哲雄および社外監査役遠藤功と当社との間に当社株式の保有を除いては特別な利害関係はありません。

(4) 社外取締役および社外監査役をサポート体制

取締役会の開催にあたっては、社外取締役に対しては担当執行役員もしくは事務局が、社外監査役に対しては常勤監査役が、必要に応じて議案の内容を事前に説明し、欠席者に対しては、内容の事後説明をしています。また、社外取締役および社外監査役と、業務執行を担当する執行役員との定期的な議論の場として経営研究会を設けて、取締役会終了後に開催しています。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する金額です。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意で且つ重大な過失がないときに限られます。

役員報酬等の内容

(1) 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬制度は、基本報酬(月額報酬)、取締役個人の業績に連動する個人業績連動報酬、中長期的な全社連結業績を反映する株式取得型報酬および短期的な全社連結業績を反映する取締役賞与で構成されています。

株式取得型報酬は、毎月一定額で自社株を取得(役員持株会経由)し、在任中保有するもので、株主価値との連動を図ったものです。なお、社外取締役および監査役については、業績連動報酬制度および株式取得型報酬制度は採用していません。

(2) 役員報酬等の額

2013年度の取締役・監査役の報酬等の額は、以下のとおりです。

区分	基本報酬	業績連動報酬		株式取得型報酬	総額
		取締役賞与	個人業績連動報酬		
取締役(11名)	264	110	21	40	436
うち社外取締役(4名)	(28)	—	—	—	(28)
監査役(5名)	77	—	—	—	77
うち社外監査役(3名)	(18)	—	—	—	(18)
合計	342	110	21	40	514

(注) 1 上記の業績連動報酬の取締役賞与は、2013年度における役員賞与引当金の繰入額を記載しています。2014年3月25日開催の第79期定時株主総会において、当該引当金の範囲内の106百万円を取締役賞与支給総額とすることが決議されています。  
 2 上記には、2013年3月26日開催の第78期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名を含んでいます。  
 3 上記のほか、使用人兼務取締役5名に対して、使用人給与相当額46百万円を支払っています。

**(3)連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等**

(百万円)

氏名	役員区分	会社区分	基本報酬	業績連動報酬		株式取得型報酬	総額
				取締役賞与	個人業績連動報酬		
柳 弘之	取締役	当社	80	37	—	11	129
木村 隆昭	取締役	当社	63	28	—	9	101

**株主総会決議事項のうち、取締役会で決議できるとしている事項**

1. 会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものです。
2. 会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)および監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めています。これは、取締役および監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものです。
3. 会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めています。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

**株主総会の特別決議要件**

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めています。これは株主総会に

おける特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会を円滑に運営することを目的としたものです。

**IR活動**

当社は、株主や投資家の皆さまに当社の経営活動について正確で適切な情報を迅速に提供し、説明責任を果たすため、国内外で積極的なIR活動を行っています。具体的な活動としては、四半期決算を含む決算説明会の開催、海外投資家向けのロードショー、当社の事業内容を紹介する事業説明会の開催、IRホームページでの情報開示の充実、個別取材対応等を行っています。

**会計監査の状況**

当社の会計監査人については新日本有限責任監査法人を選任しています。監査証明に係る業務を執行した公認会計士の氏名は以下のとおりです。

- 指定有限責任社員 業務執行社員 田宮 紳司
  - 指定有限責任社員 業務執行社員 滝口 隆弘
  - 指定有限責任社員 業務執行社員 塚原 正彦
- 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しています。

同監査法人は既に自主的に業務執行社員の交代制度を導入しており、継続監査年数が一定期間を超えないよう措置をとっています。

なお、監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士10名、その他18名からなっています。

**内部統制システムに関する基本的考え方およびその整備状況**

当社は、会社法に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を次のとおり取締役会で決議し、リスクマネジメントやコンプライアンスを最重要テーマとし、内部統制システムの整備に取り組んでいます。

**(1)取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

1. 取締役会は、取締役の職務の執行を監督し、善良なる管理者としての注意義務・忠実義務の履行状況の確保や違法行為などの阻止に取り組む。
2. 取締役の職務執行状況を、監査役は監査役会の定める監査基準、監査計画に従い、監査する。
3. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応することとし、倫理行動規範により徹底を図る。
4. 財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために、必要な組織・社内規程等を整備する。

**(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

1. 取締役の職務の執行に係る文書その他の情報は、必要な社内規程等を整備・運用することで、適切に作成、保存、管理する。
2. 取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を含め、機密情報については、必要な社内規程等を整備・運用することで、適正な取扱いを行う。
3. 重要な会社情報を適時かつ適切に開示するために、必要な組織・社内規程等を整備する。

**(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

1. 当社のリスクの統合管理を推進し、対応施策を審議・提言するリスク・コンプライアンス委員会を設置する。
2. 個別の重要リスクについては担当部門を明確にし、当該部門がリスク低減活動に取り組む。

3. 個々のリスクに対する部門別のリスクマネジメント活動を統合的に管理するために、必要な社内規程等を整備・運用する。
4. 重大な危機が発生した場合には、社内規程等に基づき、社長執行役員を本部長とする緊急対策本部を設け、損害・影響を最小限にとどめる。

**(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

1. 取締役会規則、決裁規程などを整備し、取締役会、社長執行役員、部門長の権限を明確化することで、権限委譲と責任の明確化を図る。
2. 取締役会決議事項については、審議手続き、内容の適正を担保するため、事前に経営会議などにおいて十分な審議を行う。
3. 中期経営計画および年度予算を定めるとともに、当該計画達成のため、目標管理制度等の経営管理システムを構築する。

**(5)使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

1. コンプライアンスに係る施策を審議・提言するリスク・コンプライアンス委員会を設置する。
2. 倫理行動規範を整備するとともに、階層別に教育を実施する。
3. 会社の信頼・信用を損うような違法行為あるいはその恐れがある場面に遭遇したときに、経営トップに直接情報を提供できる内部通報制度を設ける。
4. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応することとし、倫理行動規範により徹底を図る。
5. 財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために、必要な組織・社内規程等を整備する。

**(6)当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

1. 各子会社の管轄部門、子会社管理に関する責任と権限、管理の方法等を社内規程等により定める。
2. 業務活動の適正性を監査する目的で、社長執行役員直轄の内部監査部門を設置し、当社および子会社に対する監査を行う。
3. 国内子会社には、原則として取締役会および監査役を設置し、海外子会社については、現地の法令に従い、適切な機関設計を行う。
4. 子会社の取締役のうちの1名以上は、原則として当該子会社以外の当社企業集団に属する会社の取締役、執行役員または使用人が兼務するものとする。
5. 財務報告を統括する部門は、各子会社の財務情報の適正性を確保するための指導・教育を推進する。
6. リスクマネジメントを統括する部門は、各子会社のリスクマネジメントへの取組みに関し、指導・教育を推進する。
7. コンプライアンスを統括する部門は、各子会社のコンプライアンスへの取組みに関し、指導・教育を推進する。

**(7)監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項**

監査役の職務を補助すべき部門として監査役室を設け、専任の使用人を配置する。

**(8)監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項**

1. 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動および懲戒処分については、事前に監査役会の同意を必要とする。
2. 監査役の職務を補助すべき使用人は、他の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令のもとに職務を遂行し、その人事評価については監査役の意見を踏まえる。

**(9)取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役および使用人は、監査役会の求めるところに従い、次の事項を定期的もしくは必要に応じて監査役会に報告する。

1. 内部統制システムの構築、運用に関する事項
2. 内部監査部門が実施した内部監査の結果
3. 内部通報制度の運用、通報状況
4. 取締役の職務の遂行に関する不正行為、法令、定款に違反する事実
5. 会社に著しい損害を与える恐れのある事実

**(10)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

1. 代表取締役は、定期的に監査役と意見交換会を開催する。
2. 経営会議、リスク・コンプライアンス委員会、執行役員会等、重要な会議には、監査役は出席する。
3. 内部監査部門は、実施する内部監査計画について、監査役に事前に説明する。
4. 経営会議、その他監査役会が指定する会議体の議事録および決裁書を監査役が閲覧できる状態を維持する。
5. 監査役会が必要と認める場合、監査業務について外部専門家による支援を確保する。

**株式の状況**

**(1)投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数および貸借対照表計上額の合計額**

68銘柄 34,804百万円

**(2)保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額および保有目的**

**2012年度  
特定投資株式**

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
ヤマハ株式会社	10,326,701	9,376	共通のブランドを使用する会社として、関係を継続するため。
トヨタ自動車株式会社	501,210	2,007	安定的な取引関係を維持するため。
新日鐵住金株式会社	6,174,000	1,296	安定的な取引関係を維持するため。
株式会社小糸製作所	913,000	1,139	安定的な取引関係を維持するため。
日本精機株式会社	1,217,502	1,133	安定的な取引関係を維持するため。
株式会社みずほフィナンシャルグループ	2,288,340	739	取引金融機関として、安定的な取引関係を維持するため。
エンシュウ株式会社	6,457,395	710	安定的な取引関係を維持するため。
株式会社静岡銀行	825,706	694	取引金融機関として、安定的な取引関係を維持するため。
日本特殊陶業株式会社	545,000	621	安定的な取引関係を維持するため。
株式会社今仙電機製作所	613,750	619	安定的な取引関係を維持するため。
曙ブレーキ工業株式会社	1,347,800	541	安定的な取引関係を維持するため。
株式会社エクセディ	105,000	198	安定的な取引関係を維持するため。
株式会社ジェイテクト	236,000	192	安定的な取引関係を維持するため。
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	46,355	144	取引金融機関として、安定的な取引関係を維持するため。
スタンレー電気株式会社	100,000	122	安定的な取引関係を維持するため。
株式会社アーレスティ	134,722	64	安定的な取引関係を維持するため。
株式会社ミクニ	300,794	53	安定的な取引関係を維持するため。
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	113,200	52	取引金融機関として、安定的な取引関係を維持するため。
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	149,000	44	取引金融機関として、安定的な取引関係を維持するため。
株式会社鳥羽洋行	10,000	17	安定的な取引関係を維持するため。
野村ホールディングス株式会社	20,600	10	取引金融機関として、安定的な取引関係を維持するため。
株式会社JEUGIA	33,000	4	安定的な取引関係を維持するため。
富士重工業株式会社	1,000	1	株主に対する情報提供方法等の情報収集のため。
エーザイ株式会社	100	0	株主に対する情報提供方法等の情報収集のため。
キヤノン株式会社	100	0	株主に対する情報提供方法等の情報収集のため。
本田技研工業株式会社	100	0	株主に対する情報提供方法等の情報収集のため。
浜松ホトニクス株式会社	100	0	株主に対する情報提供方法等の情報収集のため。
川崎重工業株式会社	1,000	0	株主に対する情報提供方法等の情報収集のため。
スズキ株式会社	100	0	株主に対する情報提供方法等の情報収集のため。
株式会社ブリヂストン	100	0	株主に対する情報提供方法等の情報収集のため。

2013年度  
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
ヤマハ株式会社	10,326,701	17,235	共通のブランドを使用する会社として、関係を継続するため。
トヨタ自動車株式会社	501,210	3,217	安定的な取引関係を維持するため。
日本精機株式会社	1,217,502	2,476	安定的な取引関係を維持するため。
新日鐵住金株式会社	6,174,000	2,173	安定的な取引関係を維持するため。
株式会社小糸製作所	913,000	1,832	安定的な取引関係を維持するため。
日本特殊陶業株式会社	545,000	1,357	安定的な取引関係を維持するため。
エンシュウ株式会社	6,457,395	994	安定的な取引関係を維持するため。
株式会社静岡銀行	825,706	926	取引金融機関として、安定的な取引関係を維持するため。
株式会社今仙電機製作所	613,750	926	安定的な取引関係を維持するため。
株式会社みずほフィナンシャルグループ	2,288,340	830	取引金融機関として、安定的な取引関係を維持するため。
曙ブレーキ工業株式会社	1,347,800	630	安定的な取引関係を維持するため。
株式会社ジェイテクト	236,000	422	安定的な取引関係を維持するため。
株式会社エクセディ	105,000	322	安定的な取引関係を維持するため。
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	46,355	251	取引金融機関として、安定的な取引関係を維持するため。
スタンレー電気株式会社	100,000	240	安定的な取引関係を維持するため。
株式会社ミクニ	300,794	120	安定的な取引関係を維持するため。
株式会社アーレスティ	134,722	113	安定的な取引関係を維持するため。
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	149,000	82	取引金融機関として、安定的な取引関係を維持するため。
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	113,200	78	取引金融機関として、安定的な取引関係を維持するため。
株式会社鳥羽洋行	10,000	17	安定的な取引関係を維持するため。
野村ホールディングス株式会社	20,600	16	取引金融機関として、安定的な取引関係を維持するため。
株式会社JEUGIA	33,000	4	安定的な取引関係を維持するため。
富士重工業株式会社	1,000	3	株主に対する情報提供方法等の情報収集のため。
川崎重工業株式会社	1,000	0	株主に対する情報提供方法等の情報収集のため。
本田技研工業株式会社	100	0	株主に対する情報提供方法等の情報収集のため。
浜松ホトニクス株式会社	100	0	株主に対する情報提供方法等の情報収集のため。
エーザイ株式会社	100	0	株主に対する情報提供方法等の情報収集のため。
株式会社ブリヂストン	100	0	株主に対する情報提供方法等の情報収集のため。
キヤノン株式会社	100	0	株主に対する情報提供方法等の情報収集のため。
スズキ株式会社	100	0	株主に対する情報提供方法等の情報収集のため。

(3) 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)

当社は、2014年3月25日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のため、当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下「本プラン」といいます。)の継続について決議いたしましたので、お知らせします。

当社は、2013年2月14日当社取締役会決議において、株主・投資家保護の観点からそれまで導入していた本プランを改定し、その基本的内容について同年3月26日開催の第78期定時株主総会における株主の皆さまのご承認を得ています。本プランの詳細につきましては、2014年3月25日付けプレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の継続に関するお知らせ」(<http://global.yamaha-motor.com/jp/news/2014/0325/pdf/prevent.pdf>)をご参照ください。